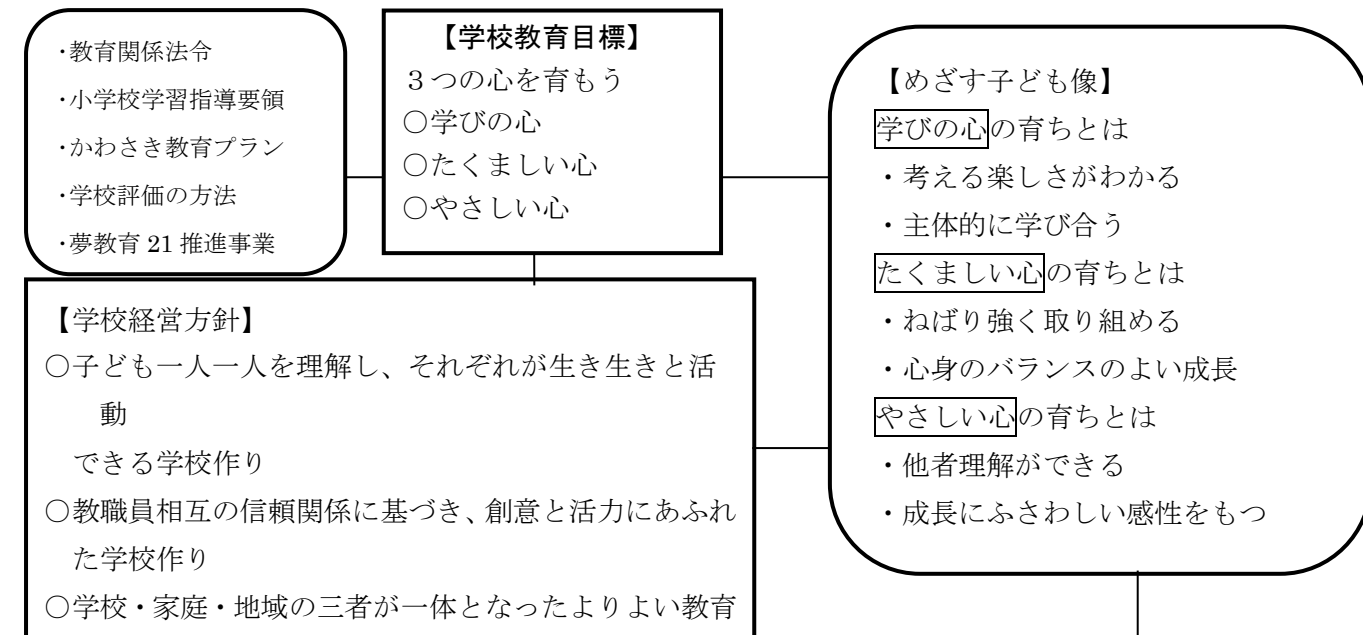


川崎市立上丸子小学校いじめ防止基本方針

1 平成30年度 学校経営計画



中期学校経営目標（5年目標） → 学校経営の4つの評価領域

① 学習指導学習評価	② 児童理解	③ 特別活動	④ 学校運営学校評価
○学ぶ心、確かな学力を育む学習指導の実践 ○協力指導体制を生かした学校学年学級経営の充実	○児童の生活力向上をめざした、児童理解、支援体制の確立 ○命、こころの教育推進 ○人権尊重教育の充実	○児童会活動の充実 ○クラブ活動の充実 ○学級活動の充実	○コミュニティ・スクールの運営と学校評価の連携

短期学校経営目標（今年度の重点目標）

○学習指導要領の内容をふまえ、算数科を中心として、学ぶ力・確かな学力を育てるための学習指導の推進	○他者を尊重する姿勢の育成 ○教育相談体制の機能を向上 ○人権尊重教育の推進と保護者との連携 ○いじめや暴力は許されないという学校環境の構築	○児童会活動を中心に、子どもたちの声を生かし、よりよい学校生活作りの推進	○コミュニティ・スクールの運営と学校評価システムとの連携 ○学校運営のあり方の推進
--	---	--------------------------------------	--

重点に係る具体的な取組

・教科指導の充実 ・学習支援体制の充実 ・多摩川カリキュラムの検証と実践 ・指導内容の明確化と評価方法の工夫	・教育相談の推進 ・善悪を判断する力の育成 ・いじめは許されないという姿勢を貫くための教員研修の推進 ・いじめ・不登校のない学校	・学級活動のカリキュラムの見直し ・代表委員会の5つの柱（笑顔・環境・挨拶・清掃・自然）を具現化するための取組	・地域の教育力を活かし、保護者・地域と学校が一体となり子どもたちの育ちを支える取組
---	---	--	---

	づくり ・一人一人の教育的ニーズに 応じた教育の推進		
--	----------------------------------	--	--

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含みます。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

① 校内いじめ防止対策会議の構成

いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ認知後の対応や措置を迅速かつ実効的に行うため、校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」といいます）を設置します。

② 「対策会議」の役割

「対策会議」は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、いじめに関する情報の収集、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を行います。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、「対策会議」に学級担任や学年教職員などを加えて、校内いじめ対策ケース会議を立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施します。

② いじめられた児童生徒への支援

- もともと信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないように伝えます。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。

●いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

●はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。

●いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。

●必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

●いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。

●解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に該当する場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

① の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。

② の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査を行います。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 平成30年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】(校務分掌に位置付ける)

校長、教頭、教務主任()、学年主任()()()()()()、
児童支援コーディネーター(特別支援教育コーディネーター、教育相談担当を兼ねる)()、
特別支援級主任()、養護教諭()

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営(学校評価)におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・・・・・・()
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・()
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・()
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・()
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・()
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・()

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・()
 - 1年・・・・・・・・()
 - 2年・・・・・・・・()
 - 3年・・・・・・・・()
 - 4年・・・・・・・・()
 - 5年・・・・・・・・()
 - 6年・・・・・・・・()
 - 支援級・・・・・・・・()
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・()
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・()

【児童・保護者・地域との連携】

- ・代表委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・()
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・()
- ・学校運営協議会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・()

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・()
- ・こども家庭センター(児童相談所)との連携・・・・・・・・()
- ・専門機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・()

5 平成30年度 いじめ防止等対策年間計画

	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童理解部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担・年間指導計画確認 ・かわさき共生*共育プログラムの取組について
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 ・学校生活アンケート集約について
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について 【児童指導点検強化月間】の取組 (具体的な内容→いじめ防止標語の募集・ポスター制作・掲示) ・命の歩み授業・効果測定第1回目
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談週間の実施・夏休み期間中の対応確認 ・携帯・スマートフォン・防犯教室実施 ・CAP研修会
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめの防止対策に関する研修会 ・効果測定の活用の仕方研修会
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート集約について ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・教育相談週間の実施 ・効果測定第2回目
1	<ul style="list-style-type: none"> 1 【学校体制振り返り月間】の取組 (学校評価アンケート 子ども・保護者・教職員アンケートの実施) ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第3回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 ・命の歩み授業
2	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・今年度の反省→学校評価への反映

- | | |
|---|--|
| 3 | ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
・来年度に向けての基本方針の見直し |
|---|--|

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・自主的なあいさつ運動（代表委員会）
- ・自主的な校庭のクリーン活動（ピカキラクリーン委員会）
- ・お残し0運動（給食委員会）
- ・演芸大会（企画委員会）
- ・朝会でのいじめ防止スローガンについて募集・呼びかけ・校舎内への掲示（企画委員会）
- ・全校集会・たてわり集会・スポーツ集会・学年学級集会での人間関係づくりに役立つレクリエーション

[交流活動の活性化]

- ・たてわり活動（1年生から6年生の休み時間遊びの交流・新体力テストでの交流）
- ・委員会活動（あいさつ運動・ペットボトルキャップの回収・募金活動など）
- ・幼保小中高連携活動（保育園交流・文化祭作品交流・部活動見学などの交流・新体力テストで橘高校生との交流）
- ・町内会・子ども会など地域行事での交流活動（和太鼓クラブ・音楽クラブ）
- ・楽しい学校プロジェクトによる遊び紹介

[啓発活動]

- ・いじめ防止スローガンの作成・掲示、いじめ撲滅のキャンペーンの実施

保護者の取組（PTA活動）

- ・8・3見守りによる子どもたちへの声かけ
- ・学習支援ティーチャーとしての学習支援
（算数・図書・体育・理科・書写・家庭科・総合・外国語活動）
- ・広報紙による家庭・子どもたちへの呼びかけ

地域住民の取組（学校運営協議会等）

- ・地域での見守り活動
- ・あいさつ運動への参加
- ・キラキラステージへの参加
- ・キラキラバザーへの参加
- ・ペットボトルキャップの回収活動
- ・ペットボトルキャップの運搬活動